

# 特集1

## 新年度予算の特徴と委員会での主な論点

平成31年度の小金井市の一般会計予算について、予算特別委員会を開催(合計8日間)し、集中審査をしました。その審査を踏まえ、新年度予算の特徴をお知らせいたします。



### ○予算の特徴 市民1人当たり額(多摩26市比較)でみる

平成31年度の小金井市の一般会計予算を「歳入」「歳出」それぞれの項目ごとに市民1人当たり額に換算して多摩26市で比較すると、歳入で「市税」は10位ですが、合計額は23位と低迷することから、歳入構造の改革が必要といえます。歳出では、教育費が最下位、福祉全般に該当する民生費は23位ですが、子ども分野の児童福祉費だけでみれば9位と健闘していることがわかります。

(平成31年1月1日時点での人口を基に算出)

歳入	市民1人 当たり額	順位 (26市中)
市税	175.1	10位
地方譲与税	1.4	18位
利子割交付金	0.3	3位
配当割交付金	1.5	6位
株式等譲渡所得割交付金	1.0	4位
地方消費税交付金	16.0	21位
自動車取得税交付金	0.4	11位
環境性能割交付金	0.1	16位
地方特例交付金	0.5	24位
地方交付税	0.4	20位
交通安全対策特別交付金	0.1	2位
分担金及び負担金	5.6	4位
使用料及び手数料	6.9	18位
国庫支出金	62.3	13位
都支出金	56.7	11位
財産収入	0.2	22位
寄附金	0.0	18位
繰入金	14.6	9位
繰越金	4.1	8位
諸収入	1.7	25位
市債	12.0	22位
合計	360.9	23位

単位(千円)

歳出	市民1人 当たり額	順位 (26市中)
議会費	3.1	12位
総務費	31.6	25位
民生費	175.1	23位
うち社会福祉費	59.5	22位
うち児童福祉費	85.4	9位
うち生活保護費	30.0	18位
うち国民年金費	0.3	4位
衛生費	37.3	6位
うち保健衛生費	8.8	23位
うち清掃費	28.5	3位
労働費	0.1	11位
農林水産業費	0.3	26位
商工費	1.7	18位
土木費	49.8	1位
消防費	12.4	18位
教育費	29.1	26位
うち教育総務費	5.2	21位
うち小学校費	8.7	18位
うち中学校費	4.9	18位
うち社会教育費	6.0	22位
うち保健体育費	4.2	16位
公債費	19.6	12位
諸支出金	0.2	7位
予備費	0.5	6位
合計	360.9	23位

※民生費、衛生費及び教育費の内訳は市によって構成が異なる場合があります。

### ○予算特別委員会での「主な論点」

予算審査の中で多くの議員から質疑があり、意見・要望が出された予算項目を区分ごとにいくつかピックアップしています。

<防災対策> 自主防災組織による防災倉庫設置への支援や、感震ブレーカーの設置補助、木造家屋耐震化助成の更なる拡充を求める意見が相次ぎました。

<公共施設マネジメント推進> 公共施設マネジメントを推進する体制づくり、研修、周知啓発の在り方の妥当性について問題提起をしました。

<第5次基本構想・前期基本計画策定> まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性や、子ども懇談会などの市民参加手法に関する市の考え方を問いました。

<難病者福祉手当> 昨年条例改正時に説明を受けた改正後の推計数値の算出の仕方に関する疑問点について厳しく問い、今後の対応を求めました。

<保育計画策定> 「優先して取り組む」の意味するところや、計画なのか方針なのか、また民営化との関連を確認するも、それらの矛盾は解消されていません。

<環境配慮住宅型研修施設> 真夏の時期が使えなくなる変更点についての是非や、エアコンの設置を求める声が多数ありました。

<公園維持管理> 下山谷の森、栗山公園、上の原公園などにおいて、維持管理の在り方を改善するよう求める質疑が相次ぎました。

<図書館・公民館> 公民館の維持補修や備品の修理を求める声や、本館の方向性、図書館の今後の在り方を明確にするよう求める意見がありました。

# 特集2

## 報告 「社会福祉委員報酬誤支給問題」のその後

平成29年5月16日、社会福祉委員に係る報酬が、平成5年の条例改正以降特別職の給与に関する条例上では、月額11,000円だったにもかかわらず、実際は10,000円を支給してきたことが福祉保健部地域福祉課職員によって、判明しました。その後の監査委員や市議会への報告の遅延や、全委員への債権放棄を依頼する行為について、市長による一連の事務手続が法律、条例、規則等に照らし適正だったかどうかについて、市議会で議論が紛糾しました。その後の市議会での対応などを含め報告いたします。

※平成30年5月 当該委員へ時効を迎えない過半年分の差額報酬及び遅延損害金は支払われています。

### 問題発覚からの経過

H30.2 市から市議会が事実報告を受ける。

H30.3 平成30年第1回定例会

- ・「市長の減給条例」が上程 ※主旨：5%減給
- ・本会議、予算特別委員会、総務企画委員会で議論となる。
- ・更なる説明が必要と判断し、地方自治法第98条に基づき、事務検査・監査請求を議決
- ・「市長の減給条例」が撤回
- ・「市長の問責決議」が可決

監査委員で監査及び総務企画委員会で事務検査の実施 (H30.5からH30.12)

H30.10 平成30年第3回定例会 一連の事務処理問題を受け、「平成29年度決算 一般会計」が不認定

H30.12 平成30年第4回定例会本会議で、総務企画委員会の検査報告がされ、全会一致で検査終了を議決

H31.2 平成31年第1回定例会

- ・「市長の減給条例」が上程 ※主旨：30%減給
- 3/26 本会議で可決

### 総務企画委員会の事務検査結果について (報告書から抜粋)

#### ア 地方自治法等に違反する行為について

仮に本件条例の改正の際に当該議案に市長側において誤記があったと推認されたとしても、改正の手続きに何らの瑕疵も存在せず、本件委員等の月額報酬は11,000円と規定されており、市長は、これを支給する義務があることは誰の目からも明らかであり、顧問弁護士等の指摘に反しての事務執行を行う理由は見出しにくい。これを支給しないということは、本件条例に抵触することとなり、報酬の額は条例でこれを定めなければならないとする地方自治法第203条の2に反し、職員はその職務を遂行するに当たって条例に従わなければならないとする地方公務員法第32条にも反することとなる。市長は、本件が発覚する以前においても、これらの法令に反する事務執行を行っていたことになるが、発覚以降は、認識しながら、これらの法令に反する事務執行を故意に行ってきたと言わざるを得ず、到底、許される行為ではない。

#### イ 虚偽公文書作成・同行使の罪の疑いについて

市長は本件発覚後も、新たに着任する本件委員等へその報酬月額が10,000円であることを記載した説明文書を作成させ交付した。本市議会としても、虚偽公文書作成・同行使罪の構成要件に該当する可能性があったことは改めて指摘せざるを得ない。市長は、虚偽公文書作成・同行使罪の構成要件に該当する可能性がある行為を職員に強いたことを自覚すべきである。

#### ウ 文書管理規程に反する行為について

市長は、本件の是正策として、本件委員等に対し債権放棄を依頼することとしたが、一連の事務において起案文書が存在していない。これは、事案の処理は文書によるものとする文書管理規程第17条に反するものである。

#### エ 本件委員等に対し、債権放棄の文書を提出させた責任について

本件委員等に対し債権放棄を依頼することは、例え結果として違法性がないこととなったとしても、日夜、社会奉仕に取り組む本件委員等に対して自らの報酬を放棄することを依頼する行為などは、市の施策として適当とは言えず、不適切な事務執行であったと言わざるを得ない。

#### オ 本件発覚後、すぐに監査委員に報告しなかったことについて

監査結果においては、発覚後、直ちに市議会及び監査委員にも報告して、対応策を共に検討すべきであったし、本件委員等に対しては、可及的速やかに、月額11,000円の支払いを開始すべきであったとしており、同様の見解である。本件発覚後、市長が直ちに報告を行っていたら、前記ア～エの法令違反や疑いが生じることはなかったか、少なくとも迅速な解決が図れていたと言え、報告を怠った市長は、当初の段階から判断を誤っていたと言わざるを得ない。

#### ■ 今後の対応と再発防止策について

市長は、一連の不適切な事務執行について反省し、本検査の中で再発防止策を取りまとめている。市長が挙げた点は全て必要なことであり具体化することを求めるところであるが、それだけでは十分な再発防止策であるとは言えない。一般職員の研修も当然のことではあるが、市長自身、そして幹部職員の法的視点の欠如こそが本件における問題点であったと言える。市長及び幹部職員の研修こそが必須なものであると言え、この点の具体策を明示することを市長に対して要望する。

原稿は議員が作成しております

次の定例会は令和元年5月31日(金)開会予定です。